

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（令和6年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (料金及び使用料) | (料金及び使用料) |
| 第19条 (略) | 第19条 (略) |
| 2・3 (略) | 2・3 (略) |
| | <u>4 条例別表第2第3項の企業長が定める額は、2,858円とする。</u> |
| (使用水量の端数処理) | (使用水量の端数処理) |
| 第20条 (略) | 第20条 (略) |
| 2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、計量をした日の属する月（以下「計量月」という。）の前月分の端数を切り上げ、計量月分の端数を切り捨てるものとする。 | 2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、計量をした日の属する月（以下「計量月」という。）の前月分の端数を切り上げ、計量月分の端数を切り捨てる（ <u>千早赤阪水道事業においては、計量月分の前月分の端数を切り捨て、計量月分の端数を切り上げる</u> ）ものとする。 |
| 3 (略) | 3 (略) |
| (特別な場合における料金の算定) | (特別な場合における料金の算定) |
| 第22条 (略) | 第22条 (略) |
| 2・3 (略) | 2・3 (略) |
| <u>4 条例第30条第2項及び第3項の規定により、使用水量を各戸又は各箇所均等とみなして料金を算定するときは、当該各戸又は各箇所に20ミリメートルの口径の</u> | |

メーターが設置されているものとして算定する。

(料金等の納期限等)

第32条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業 調定月の翌月の28日

(5) (略)

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業、岬水道事業、河南水道事業及び千早赤阪水道事業 調定月の翌月の28日

(5) (略)

3 (略)

附 則

1・2 (略)

(料金及び使用料の算定に係る経過措置)

(料金等の納期限等)

第32条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業及び河南水道事業 調定月の翌月の28日

(5) (略)

(6) 岬水道事業 計量月の前月分は計量月の翌月の末日、計量月分は計量月の翌々月の末日

(7) 千早赤阪水道事業 計量月の翌月の28日。ただし、料金を1月分ずつ徴収する地区においては、計量月の前月分は計量月の28日、計量月分は計量月の翌月の28日

2 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業及び河南水道事業 調定月の翌月の28日

(5) (略)

(6) 岬水道事業 計量月の前月分は計量月の翌月の28日、計量月分は計量月の翌々月の28日

(7) 千早赤阪水道事業 計量月の翌月の28日。ただし、料金を1月分ずつ徴収する地区においては、計量月の前月分は計量月の28日、計量月分は計量月の翌月の28日

3 (略)

附 則

1・2 (略)

(料金及び使用料の算定に係る経過措置)

3 泉南水道事業及び河南水道事業においては令和7年4月分以前、岬水道事業においては令和8年4月分以前、阪南水道事業においては令和9年4月分以前の月分に係る計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第22条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 (略)

別表(第19条関係)

1～4 (略)

5～10 (略)

3 泉南水道事業及び河南水道事業においては令和7年4月分以前、阪南水道事業及び岬水道事業においては令和8年4月分以前の月分に係る計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、改正後の大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程第22条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 (略)

別表(第19条関係)

1～4 (略)

5 阪南水道事業

| 用途 | 適用基準 |
|------------|---|
| 家事専用 | 家事の用に供するもの |
| 家事共同 | 集団住宅等で親メーターから分水給水を受け、共同にて家事の用に供するもの |
| 家事共用 | 家事専用の給水栓を2戸以上が共用して家事の用に供するもの |
| 営業・会社・官公署用 | 営業、会社、工場又は官公署の用に供するもの |
| 公衆浴場用 | 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場(物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。)の用に供するもの |
| 工事・その他一時使用 | 工事、散水その他臨時の用に使用するもの |

6～11 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 阪南水道事業において、令和8年4月分以前の月分として徴収する専用給水装置又は1戸若しくは1箇所当たりの共用給水装置の料金及び使用料(この規程の施行の日前から継続して給水をしている場合に

限る。)は、この規程による改正後の大阪広域水道企業団水道事業給
水条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。